

「第5次岐阜県青少年健全育成計画（案）」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

環境生活部
私学振興・青少年課

意見募集期間：令和6年12月17日（火）～令和7年1月16日（木）〔31日間〕

ご意見をいただいた人数：1人 4件

No.	ご意見（要旨）公表	ご意見に対する県の考え方
1	国会における厚生労働省の答弁によると、令和3年時点でネット依存を定義する知見は承知していないとある。定義が確立されていない「ネット依存」への対応を含めることは、計画全体の信頼性を損ねかねないため、この内容は計画から削除するべきである。	ご意見の通り、インターネットは青少年にとって生活の一部となっていると認識しています。また、子どものインターネットの利用について、県民からは、積極的な制限を促すことの難しさと同時に健康被害を懸念する意見もいただいています。今年度、厚生労働省が実施している「ゲーム依存（ゲーム行動症）・ネット依存の全国調査」の結果等を踏まえ、より有効な施策を検討・実施してまいります。
2	ネット依存（傾向）の定義はYDQ（THE YOUNG DISABILITY QUESTIONNAIRE）をベースにしたものと思われるが以下の点から問題がある。 ・設問はヤングのものを改変しており、（日本国内でも複数の指標が存在するが、いずれもYDQを原型としたもので、その設問が改変されている以上科学的な根拠は存在しないと認識している）科学的な裏付けは全くないといえる。そのような定義でたかも科学的根拠があり、定義に当てはまると依存症であるかのような表現は計画に掲載することはふさわしくない。	
3	・YDQが考案されたのは2000年より前のものであり、インターネットがインフラとして定着した現在、その指標を使うことが合理的であるかの議論もなされている。	
4	国会における厚生労働省の答弁によると、令和3年時点でネット依存についての治療・予防に関する確立した科学的根拠・科学的知見は承知していないとある。適切な対応についての根拠・知見が確立していない中で、科学的根拠を伴った治療や予防が存在するかのような記載は改めるべきである。	
5		
6	「有害図書類等の調査指定・規制強化」の施策として、有害図書の指定基準を追加・拡大することには反対である。有害図書の規制は、表現の自由・青少年の知る権利を制限するものであり、これを濫用して県民の権利を不当に侵害するべきではない。規制強化に県のリソースを割くことは実効的な施策とは思われない。 なお、有害図書の指定基準を追加・拡大する施策を行う意図がなく、立入調査における有害図書の区分陳列の遵守率の向上を目指す施策を行う意図のみがある場合は、「有害図書類等の調査指定・規制強化」の表現を「有害図書類の区分陳列等の実態把握および事業者に対する周知徹底」等の、より具体的な表現に改めるべきである。	有害図書類等の調査指定・規制は岐阜県青少年健全育成条例に基づき実施しています。記載内容については、基準を追加、拡大する意図はないことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。 ① 有害図書類等の調査指定・規制